

新型インフルエンザ対策行動計画大綱（暫定版）

平成 21 年 4 月 30 日
九州大学新型インフルエンザ危機管理本部

新型インフルエンザの発生に対する行動計画大綱を以下のとおり決定する。

本行動計画大綱は、新型インフルエンザ発生時における基本的な方針を定めたものであり、その運用に当たっては、必要に応じて福岡県、福岡市、文部科学省及び厚生労働省関係機関（以下「関係機関」）と連携を図りつつ、新型インフルエンザ危機管理本部が適宜総合的な判断を行い決定するものとする。

また、本行動計画大綱は、関係機関の動向等を踏まえ、適時適切に修正を行う。

なお、本行動計画大綱における各段階（未発生期、海外発生期、国内発生早期、感染拡大期・まん延期、回復期及び小康期）の判断は、政府発表に拠るものとする。

I 前段階 未発生期 〔フェーズ1、2A、2B、3A、3B〕

新型インフルエンザに対する共通認識を九大構成員全体に広げ、新型インフルエンザ発生に備えた行動計画を策定する。

- ①「新型インフルエンザ対策本部」（以下「対策本部」）の設置
- ②情報収集発信体制の充実
- ③対策本部による感染拡大阻止体制の確立

II 第一段階 海外発生期 〔フェーズ4A、5A、6A〕

速やかに休講準備、全校閉鎖、教職員・学生への食料備蓄の励行など所要の措置に向けた準備を開始する。遠隔地からの学生に関しては、帰省等の準備を奨励する。

- ①「対策本部」を「新型インフルエンザ危機管理本部」（以下「危機管理本部」）へ移行
- ②危機管理本部による情報収集、情報発信及び必要な措置・指示の開始
- ③危機管理本部による感染拡大阻止体制の確認
- ④教職員・学生への予防措置（うがい・手洗いなど）の励行、食料等の備蓄の奨励

III 第二段階 国内発生早期（福岡県以外） 〔フェーズ4B〕

福岡県以外の国内において症例が確認された場合は、危機管理本部において検討を行ったうえで、大学休講（※1）とし、全学生に対し自宅待機を指示する。

また、教職員については、基本は自宅待機とし、最低限の業務のための人員のみを出勤させる。

- ①大学休講
- ②危機管理本部による情報収集
- ③危機管理本部による学生・教職員への健康に関する情報発信及び必要な措置の実施・指示

※1 講義、実習・実験、サークル活動、ボランティア活動の停止及び学内の商業施設の閉鎖。学内のライフラインは全て正常機能を保ち、中断により支障を来すような実験は継続できる状態。

IV 第三段階 感染拡大期・まん延期 〔フェーズ5B、6B〕

福岡県内において症例が確認された場合、あるいは大規模な感染拡大・まん延が生じている場合は、危機管理本部において検討を行ったうえで、大学を閉鎖（※2）し、全教職員の自宅待機を発令する。

なお、危機管理本部員は、電話、メール等の連絡手段により情報共有を行うとともに、必要な検討を行う。

- ①大学閉鎖
- ②危機管理本部による情報収集
- ③危機管理本部による学生・教職員への情報発信及び必要な措置の実施・指示

※2 行政からの指導又は大学の自主判断で、実験生物の飼育を除いたほとんどの機能を停止した状態で、キャンパス内への出入りは原則禁止。キャンパスを管理する必要最小限の職員以外は入構できない状態。

V 第三段階 回復期 〔フェーズ5B、6B〕

大学閉鎖を継続し、全学生・全教職員の自宅待機を継続する。なお、危機管理本部員は、引き続き電話、メール等の連絡手段により情報共有を行うとともに、必要な検討を行う。

- ①危機管理本部による情報収集
- ②危機管理本部による学生・教職員への情報発信及び必要な措置の実施・指示

VI 第四段階 小康期 〔後パンデミック期〕

段階的に閉鎖を解除し警戒態勢を維持しながら、大学機能の速やかな回復に向けた準備及び第2波に備えた準備を行う。なお、危機管理本部員は、必要な検討を行う。

- ①危機管理本部による大学閉鎖解除の検討
- ②学生・教職員への情報発信・メンタルヘルス相談

③危機管理本部による学生・教職員全構成員の安否情報の把握

※フェーズは、世界保健機関（WHO）による新型インフルエンザ警戒レベルであり、「A」は国内非発生、「B」は国内発生を示す。